

令和8年6月市議会 総務委員会資料

所 管 事 項 調 査

目次	ページ
1 機構及び職員	2
2 分掌事務	3
3 所管事務の現況	4～8

防災危機管理室

令和8年6月

1 機構及び職員

機構



職員

危機管理監	大賀 勇司
-------	-------

防災危機管理室(計12人)			
室長	末次 哲朗	係長	國竹 教一
主幹	林田 雅博	係長	永田 由利子

2 分掌事務

- (1) 災害対策に係る総合調整に関すること
- (2) 災害対策本部等に関すること
- (3) 地域防災計画に関すること
- (4) 防災会議に関すること
- (5) 防災訓練に関すること
- (6) 自主防災組織に関すること
- (7) 災害統計及び災害情報に関すること
- (8) 防災機器に関すること
- (9) 防災意識の普及啓発に関すること
- (10) 国民保護対策本部等に関すること
- (11) 国民保護計画に関すること
- (12) 国民保護協議会に関すること
- (13) その他防災及び危機管理に関すること

3 所管事務の現況

(1) 長崎市地域防災計画に関すること

災害対策基本法第16条に基づき「長崎市防災会議」を設置し、同法第42条に基づき、同会議において、防災に関する長崎市の処理すべき事務及び長崎市の地域に係る公共的団体等の防災に関して処理すべき業務等を「長崎市地域防災計画」として定め、毎年計画に検討を加え、必要がある場合は、修正を行うこととしている。

長崎市防災会議

- ア 会長 市長
- イ 委員 55人
- ウ 開催実績(令和7年度) 1回

令和7年度 長崎市防災会議



令和8年3月19日
長崎市



令和7年度の主な修正内容

- ア 南海トラフ地震防災対策推進計画の策定
- イ 感震ブレーカーの普及に関する計画の策定
- ウ 大規模火災対策計画における林野火災等の掲載
- エ 保健医療福祉調整地域本部の設置
- オ 観光災害対策計画の策定
- カ 新たな災害時連携協定の締結 など

3 所管事務の現況

(2) 長崎市国民保護計画に関すること

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条に基づき、長崎市の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項等を「長崎市国民保護計画」として定め、修正の必要がある場合、長崎市長は同法第39条により「長崎市国民保護協議会」に諮問することとなっている。

長崎市国民保護協議会

ア 会長 市長

イ 委員 50人

ウ 開催実績(令和7年度) なし

(3) 災害対策本部等に関すること

災害発生が予測される場合、又は発生した場合において、迅速かつ的確に対応するために、災害対策本部等の配備体制をとっている。

実績

体制	回数	令和7年度	令和6年度
災害対策本部		0回	0回
災害警戒本部		7回	6回
災害警戒体制		22回	27回

3 所管事務の現況

(4) 情報伝達に関すること

防災行政無線を使用して、市民に気象情報や避難情報等を伝達する。また、同時にメールやSNS等でも防災行政無線の情報を補完的に配信するほか、市民の防災意識の向上を図るための各種情報の配信を行っている。

防災行政無線以外の伝達手段

- | | |
|-----------|-----------|
| ・テレホンサービス | LINE |
| ・防災メール | X(旧ツイッター) |
| ・緊急速報メール | フェイスブック |
| ・ホームページ | |

(5) 避難所等の運営に関すること

災害対策基本法に基づき、指定緊急避難場所及び指定避難所を指定・運営し、住民等の安全な避難先を確保する。

指定緊急避難場所 【236箇所】 (令和8年4月1日現在)

災害発生時に一時的に避難できる広場等

指定避難所 【266箇所】 (令和8年4月1日現在)

災害発生時に避難者を必要な期間滞在させる施設

内訳 [指定一般避難所: 265箇所
指定福祉避難所(※): 1箇所 ※受入対象者を限定

地域と連携した避難所 【うち57箇所】

自治会等と覚書を交わし、避難所要員(市職員)と地域の方が連携して避難所の迅速な開設や運営を行うことで、地域住民が安心して避難できる体制を確立する。

3 所管事務の現況

(6) 地域の防災力の向上及び防災意識の普及啓発に関すること

災害から生命・身体・財産を守り、被害を最小限度に抑えるためには、「自助」「共助」「公助」が充実し連携することが重要であることから、地域住民が連携・協力して行う防災活動を促進し、自助・共助の意識の醸成を図っている。

ア 自主防災組織の結成促進

災害発生時において被害の拡大防止のためには地域住民による相互協力が必要不可欠であるため、自治会定例会や地域防災マップづくりなどあらゆる機会を捉えて、組織的な防災活動の必要性を説明し、地域防災の中心となる自主防災組織の結成促進を図っている。

結成組織数

(令和8年4月1日現在)

628組織

イ 市民防災リーダー及びながさき防災サポーターの養成

地域防災の推進役となる市民防災リーダーを養成している。養成後は、防災知識・技能を活かして、地域住民と連携し、防災活動を行っている。また、スキルを維持・向上するためのフォローアップ講習を実施し、情報共有や資質向上を図っている。併せて、自分や家族のために防災や救命などの知識を学ぶ、ながさき防災サポーターの養成にも取り組んでいる。

養成者数

(令和8年4月1日現在)

市民防災リーダー	1,361人
ながさき防災サポーター	100人

3 所管事務の現況

(6) 地域の防災力の向上及び防災意識の普及啓発に関すること

ウ 地域防災マップづくり

地域住民が地域の危険箇所や避難所などを確認しながら、地域防災マップを作成し、完成したマップを全世帯に配布している。また、作成から5年が経過している自治会については、地域の実情に応じたマップの見直しを提案している。

作成自治会数

590自治会

(令和8年4月1日現在)



エ 地域防災力の向上

市民の防災意識の高揚のために、地域の行事などに併せて、住民主体による地域防災訓練の推進を行い、地域防災力の向上を図っている。また、地域と連携して避難所運営訓練を行い、避難しやすい環境づくりと自主的な防災活動の推進を図っている。

開催実績

訓練等	回数	令和7年度	令和6年度
地域防災訓練		25回	27回
避難所運営訓練		3回	6回
防災講話等		57回	57回